

霧島市給水条例の一部改正について

霧島市給水条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市給水条例の一部を改正する条例

霧島市給水条例（平成17年霧島市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害時等において、他の市町村長から指定を受けた工事事業者が、本市の給水装置工事を行うことを可能とするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。